

駒ヶ根市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、駒ヶ根市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき設置する駒ヶ根市地域公共交通協議会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 駒ヶ根市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議の開催及び資料の作成等に関する事。
- (2) 協議会の庶務に関する事。
- (3) その他協議会の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局長は駒ヶ根市総務部企画課長を充て、事務局員は同課職員のうち事務局長が命じた者をもって充てる。

(職務)

第4条 事務局長及び事務局員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を総括し、事務局員を指揮監督する。
- (2) 事務局員は、事務局長の指示を受けて事務を処理する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決（会長の決裁権限に属する事項の一部を会長に代わって決裁することをいう。）することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、会長の指示を受けなければならない。

- (1) 1件100万円未満の収入に関する事。
- (2) 1件50万円未満の物品の購入及び契約の締結その他の支出に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の取扱いは、別に定めがあるものを除き、駒ヶ根市の例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。